

一級河川指定等説明資料

平成24年3月

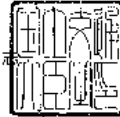
一級河川指定等関係公文書（写）



国水政第81号
平成24年3月15日

社会資本整備審議会会長
福岡 捷 殿

国土交通大臣
前 田 武 蔵



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

標記について、別添のとおり河川法（昭和39年法律第167号）
第4条第1項の規定により、一級河川の指定又は指定の変更を行いたいので、
同条第3項及び第6項の規定により、貴審議会の意見を求める。



国社整審第161号
平成24年3月22日

河川分科会
分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について（付託）

平成24年3月15日付付国水政第81号により当審議会に意見を
求められた河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、社会
資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分
科会に付託します。

一級河川指定等の根拠条文

河川法第4条

(一級河川)

- 第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。
- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
 - 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
 - 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
 - 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
 - 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

一級河川指定等(案)の概要

1 平成23年4月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,054河川
河川延長	87,958.4km

2 今回の一級河川指定等(案)

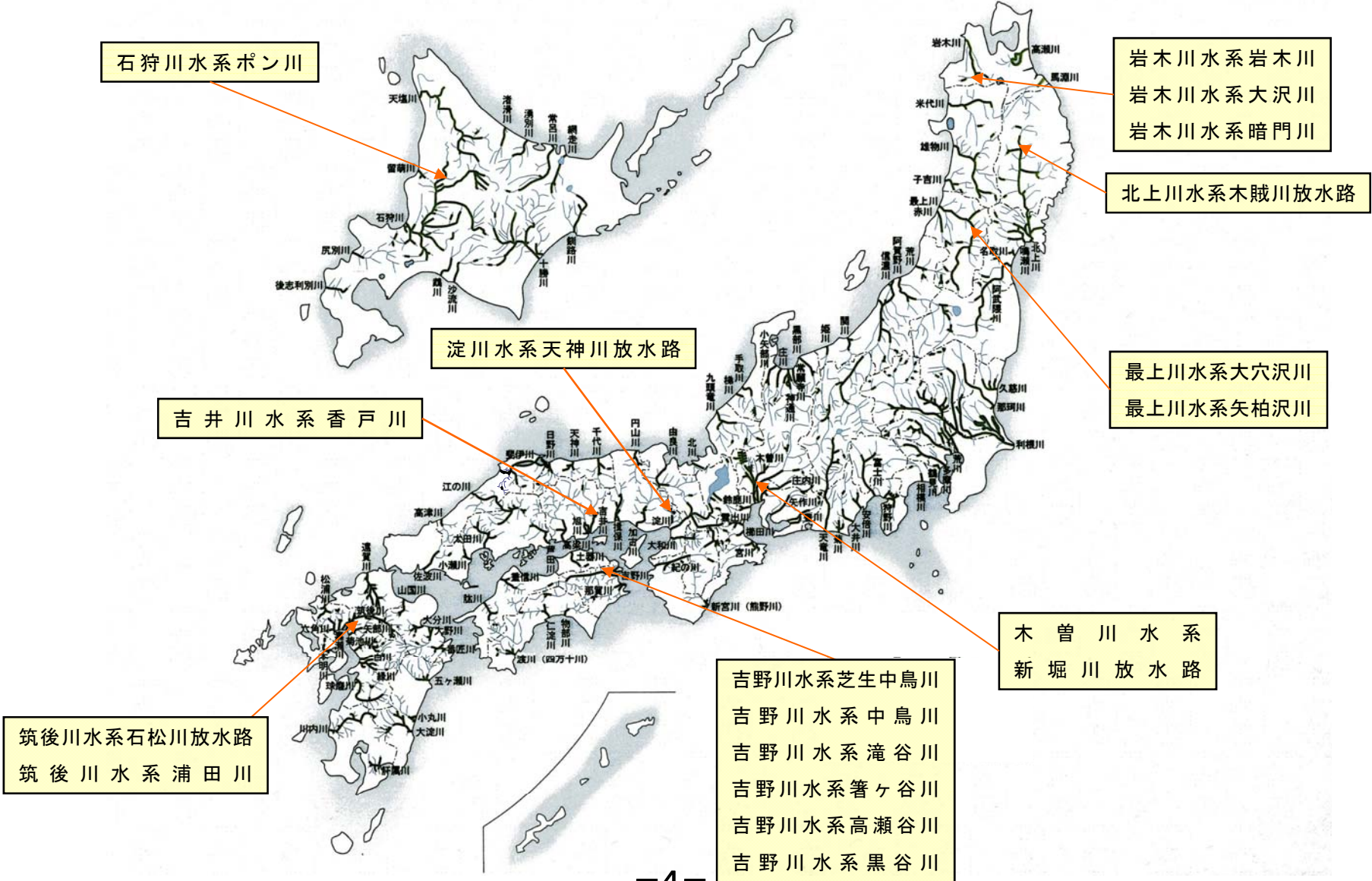
(1) 新規指定	7河川	6.4km
(2) 変更増	6河川	3.6km
(3) 変更減	3河川	△3.3km
(4) その他(合流点変更)	2河川	

合計	18河川	6.7km
----	------	-------

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109</u> 水系
河川数	<u>14,061</u> 河川
河川延長	<u>87,965.1</u> km

一級河川指定等(案)の全国位置図



一級河川指定等(案)一覧表

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長(km)			指定等の理由	
				新規	変更			廃止
					増	減		
イシカリ 石狩川	ポン川	北海道 (上川郡東神楽町)	区間延長		(8.9) 0.9		広域河川改修事業を実施している下流域への氾濫被害防止のため、一体として実施する必要のある区間を平成24年度より事業着手することから、その対象区間について一級河川として指定。	
イワキ 岩木川	イワキ 岩木川	青森県 (西目屋村)	区間延長		(111.5) 1.1		津軽ダムについては、昭和63年度から実施計画調査に着手し、平成3年度から建設に着手、平成5年度にダム基本計画が策定され、平成19年度に基本計画の変更によりダム高が最終決定し、湛水線測量を実施し、平成23年に影響区間が確定したことから、その区間を一級河川として指定。	
	オオサワ 大沢川	青森県 (西目屋村)	区間延長		(2.8) 0.3			
	アンモン 暗門川	青森県 (西目屋村)	区間延長		(3.2) 0.9			
キタカミ 北上川	トクサ 木賊川放水路	岩手県 (滝沢村)	新規指定	1.5			広域河川改修工事による分水路工事が平成23年度に完成したことから、木賊川放水路を一級河川として指定。	
モガミ 最上川	オオアナサワ 大穴沢川	山形県 (最上町)	新規指定	1.0			最上小国川ダムについては、平成7年度から実施計画調査に着手し、平成20年度に新規建設が採択されている。平成23年8月12日にダム事業の検証において、「継続」と決定され、平成24年度から用地買収等を行うため、影響区間を一級河川として指定。	
	ヤガサワ 矢柏沢川	山形県 (最上町)	新規指定	0.9				
キノガワ 木曾川	シンボリガワ 新堀川放水路	岐阜県 (瑞穂市)	新規指定	0.6			広域河川改修事業による放水路工事が平成23年度に完成したことから新堀川放水路を一級河川として指定。	

(注) ()書は、今回の指定変更後の延長(km)である。

一級河川指定等(案)一覧表

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長(km)			指定等の理由	
				新規	変更			廃止
					増	減		
ヨド 淀川	テンジンガワ 天神川放水路	京都府 (南丹市)	新規指定	0.8			広域河川改修事業による放水路工事が平成23年度に完成することから天神川放水路を一級河川として指定。	
ヨシイ 吉井川	カガト 香登川	岡山県 (備前市)	区間縮小		(7.9) △0.3		岡山県事業による河川改修工事(バイパス工事)が平成23年末に完成することから、香登川の上流端を変更。	
ヨシノ 吉野川	ナカトリ 中鳥川	徳島県 (美馬市)	区間縮小		(1.1) △2.9		吉野川の左岸堤防の整備、中鳥川及びその派川の合流点の改築等、吉野川左岸改修事業の一連の工事が平成23年に完了したことに伴う区間の変更等。	
	シボウ ナカトリ 芝生中鳥川	徳島県 (美馬市)	新規指定	1.5				
	タキタニ 滝谷川	徳島県 (三好市)	区間延長		(2.1) 0.3			
	コウゼダニ 高瀬谷川	徳島県 (美馬市)	区間延長		(2.1) 0.1			
	ハシガタニ クロタニ 箸ヶ谷川、黒谷川	徳島県 (三好市、美馬市)	合流点変更					
チクゴ 筑後川	ウラタ 浦田川	佐賀県 (鳥栖市)	区間縮小		(1.4) △0.1		九州新幹線新設に伴う河川付け替え工事の完成に伴い一級河川の区間を変更。	
	イシマツ 石松放水路	大分県 (日田市)	新規指定	0.1			総合流域防災事業による放水路工事が平成23年度に完成することから、石松放水路を一級河川として指定。	

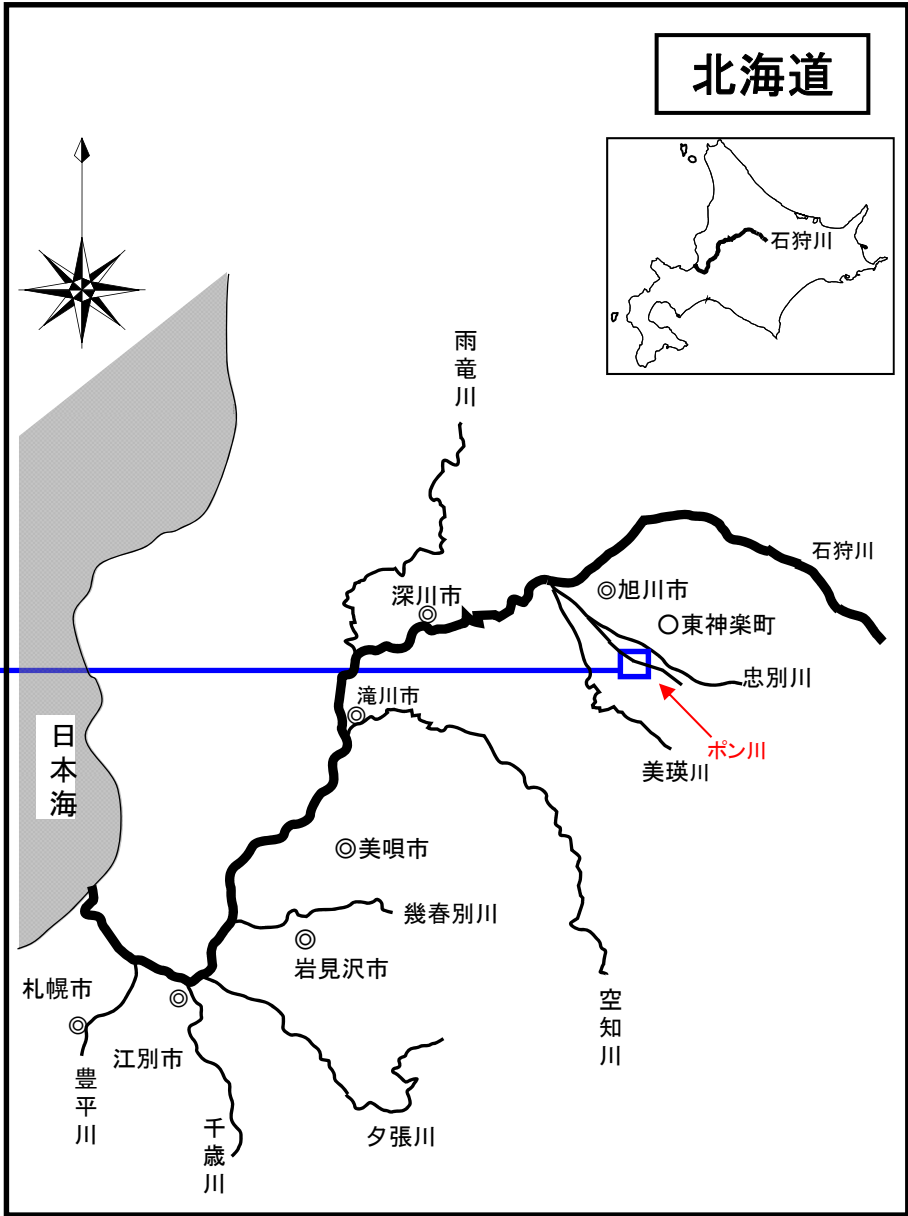
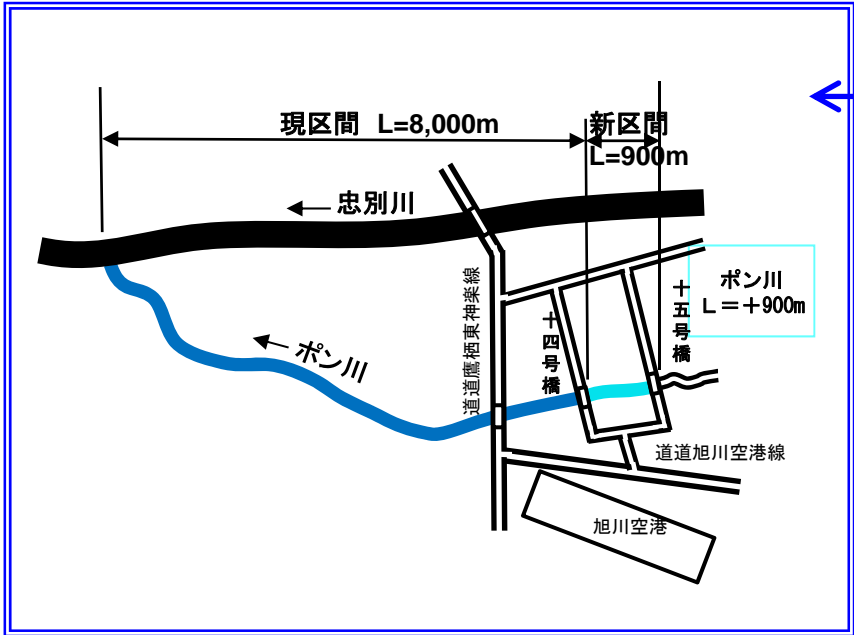
(注) ()書は、今回の指定変更後の延長(km)である。

石狩川水系略図(ポン川)

河川指定等の概要

石狩川水系ポン川は、忠別川合流点から上流の十四号橋まで 8.0km区間が一級河川に指定され、平成4年度より河川整備を実施してきている。

十四号橋から上流は河道断面が狭小であり、下流域の市街地及び旭川空港へのアクセス道路に洪水被害が想定され、河川整備を下流改修と一体として実施する必要があることから、十五号橋までの900mを一級河川として変更増をするものである。



石狩川水系ポン川位置図



石狩川水系ポン川



出水時

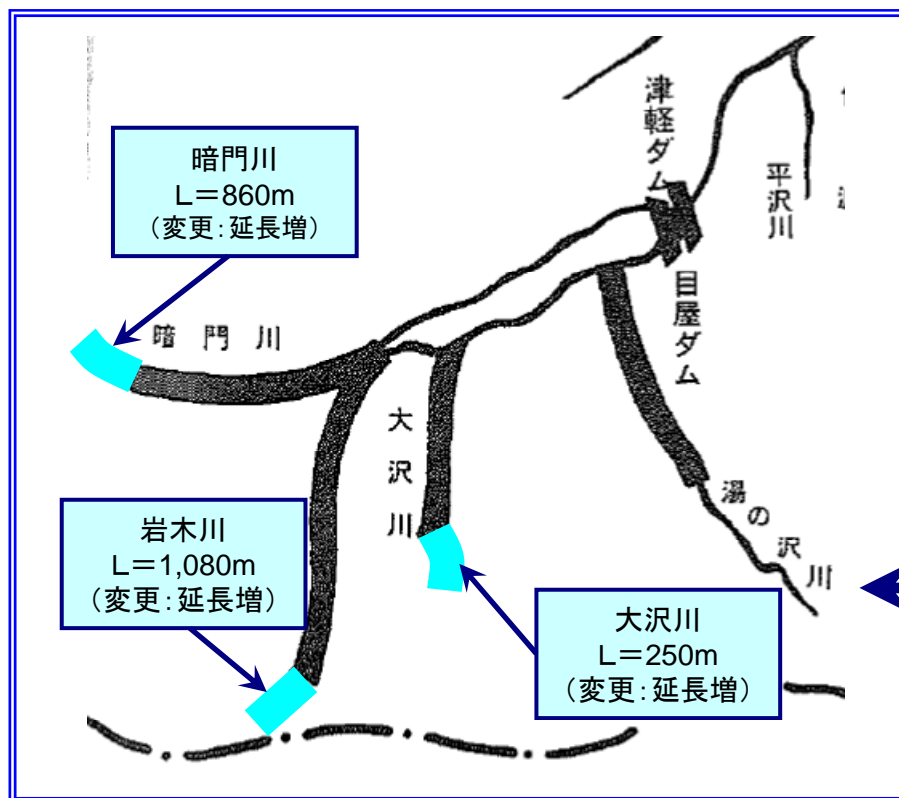
出水状況(S56. 8)

岩木川水系略図(岩木川・大沢川・暗門川)

河川指定等の概要

津軽ダムについては、昭和63年度から実施計画調査を実施することから、同年に津軽ダムの影響区間を一級河川として指定した。

その後平成3年度から建設に着手、平成5年度にダム基本計画が策定され、平成19年度に基本計画変更によりダム高が最終決定し、湛水線測量を実施し、平成23年に影響範囲の上流端が確定したことから、追加区間について一級河川の指定をするものである。



岩木川水系岩木川・大沢川・暗門川位置図

青森県西目屋村

津軽ダム



(新)暗門川上流端



石溪流暗門の滝県立自然公園

暗門川
L=860m
(変更:延長増)

(新)岩木川上流端



岩木川
L=1,080m
(変更:延長増)

大沢川
L=250m
(変更:延長増)

(新)大沢川上流端



北上川水系略図(木賊川放水路)

河川指定等の概要

木賊川沿川は、急速に宅地化が進行しており、且つ河川断面が狭小であることから、度々浸水被害を受けている。

このため、広域河川改修工事として、河積の拡大・遊水地・分水路事業が平成17年3月に一級河川北上川水系盛岡西圏域河川整備計画に位置づけられ、このうち諸葛川への分水路工事が平成23年度に完成したことから、木賊川放水路を一級河川として指定するものである。

木賊川放水路
L=1,500m
(新規指定)



岩手県



北上川水系木賊川放水路 位置図

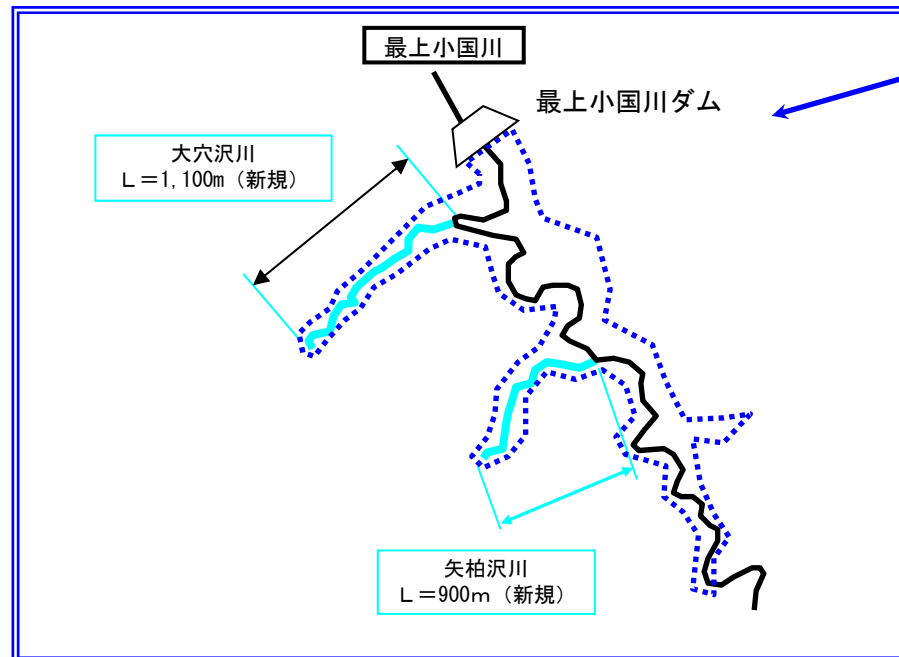


最上川水系略図(大穴沢川、矢柏沢川)

河川指定等の概要

最上小国川ダムについては、平成7年度から実施計画調査に着手し、平成20年度に新規建設が採択されている。

今般、平成23年8月12日にダム事業の検証に関する対応方針が「継続」と決定され、平成24年度に用地買収等を実施するため、最上小国川ダムの影響区間に当たる大穴沢川及び矢柏沢川を一級河川として指定するものである。



最上川水系 大穴沢川・矢柏沢川位置図

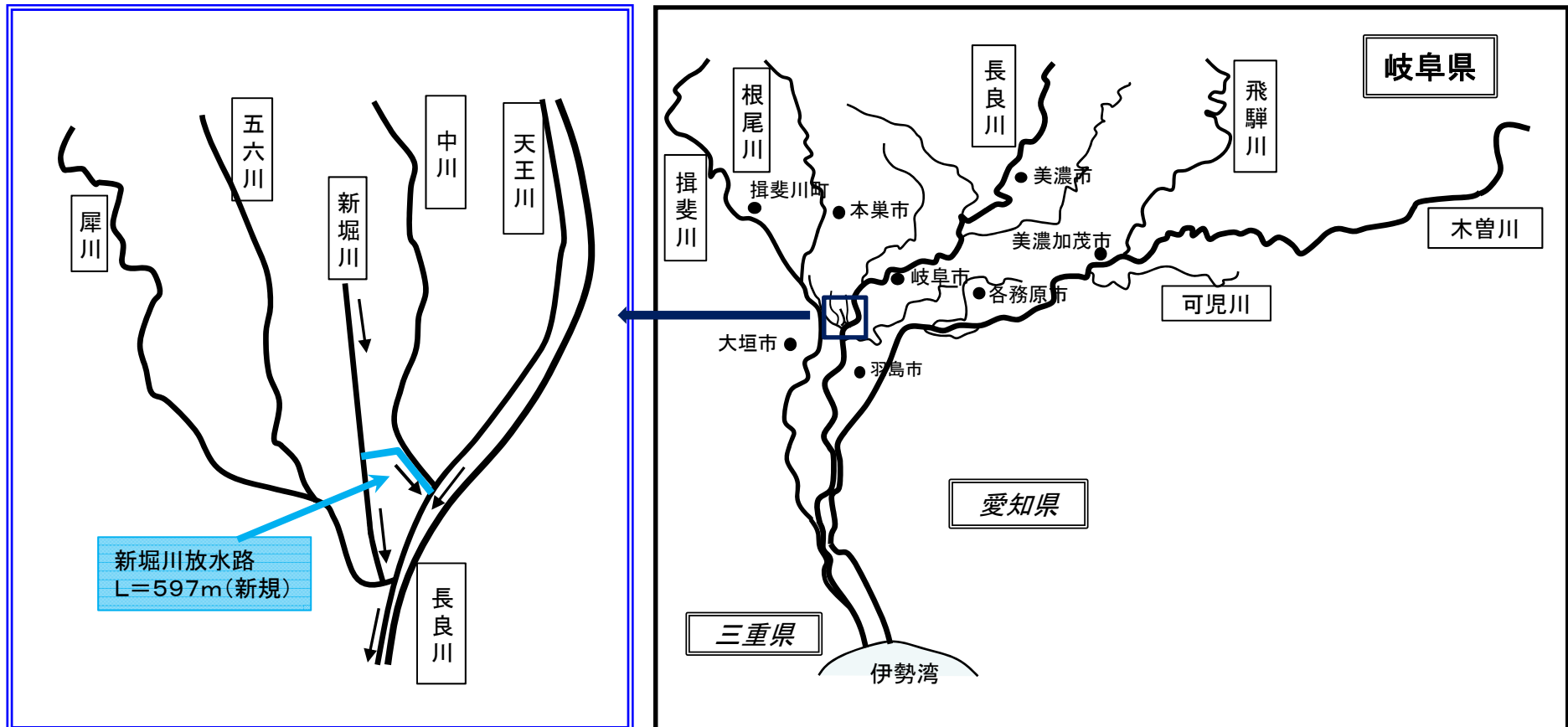


木曾川水系略図（新堀川放水路）

河川指定等の概要

新堀川においては、慢性的な浸水地帯である犀川流域の治水対策として、平成16年度から広域河川改修事業により、放水路開削等の改修工事を鋭意実施し、浸水被害の軽減を図っているところである。

平成23年度に新堀川と天王川を結ぶ放水路が完成したことから、新堀川放水路を一級河川に指定するものである。



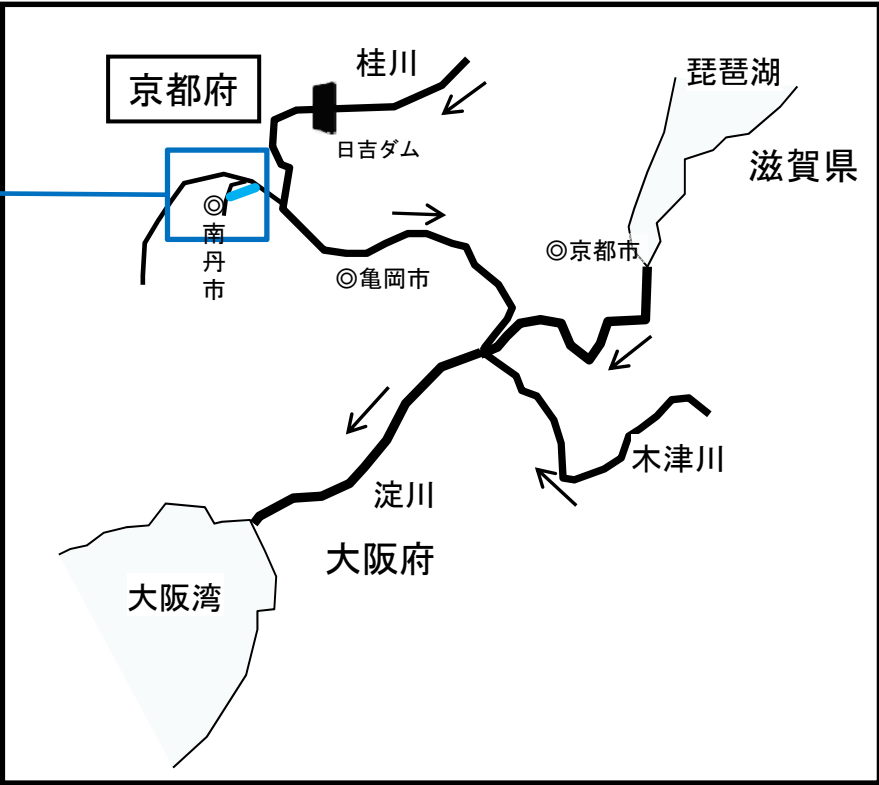
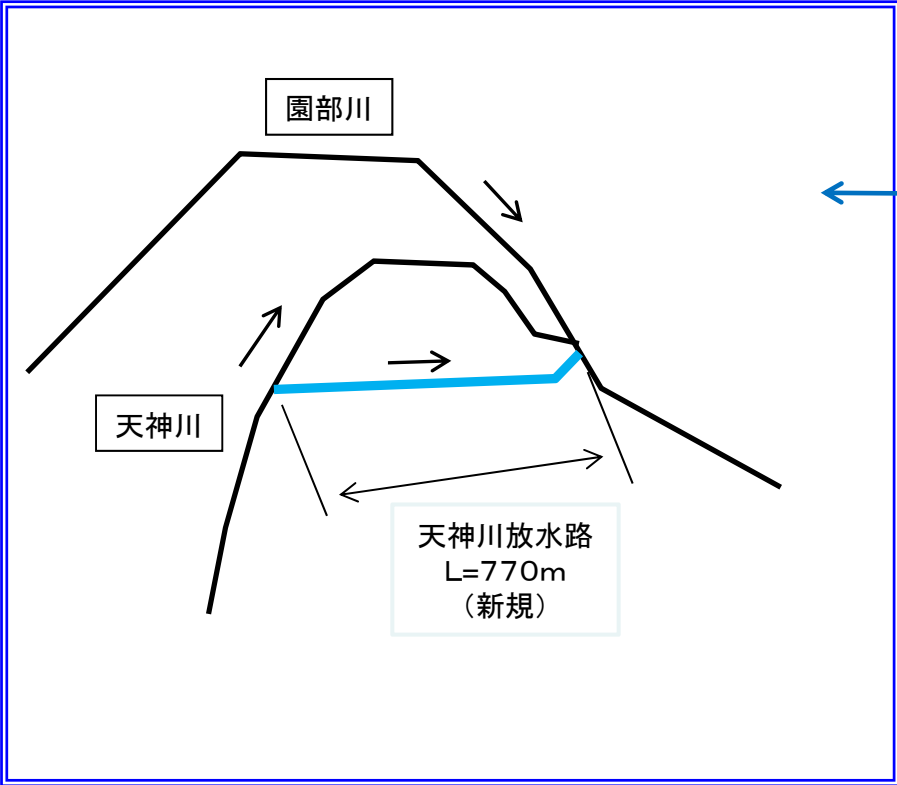
木曾川水系新堀川放水路位置図



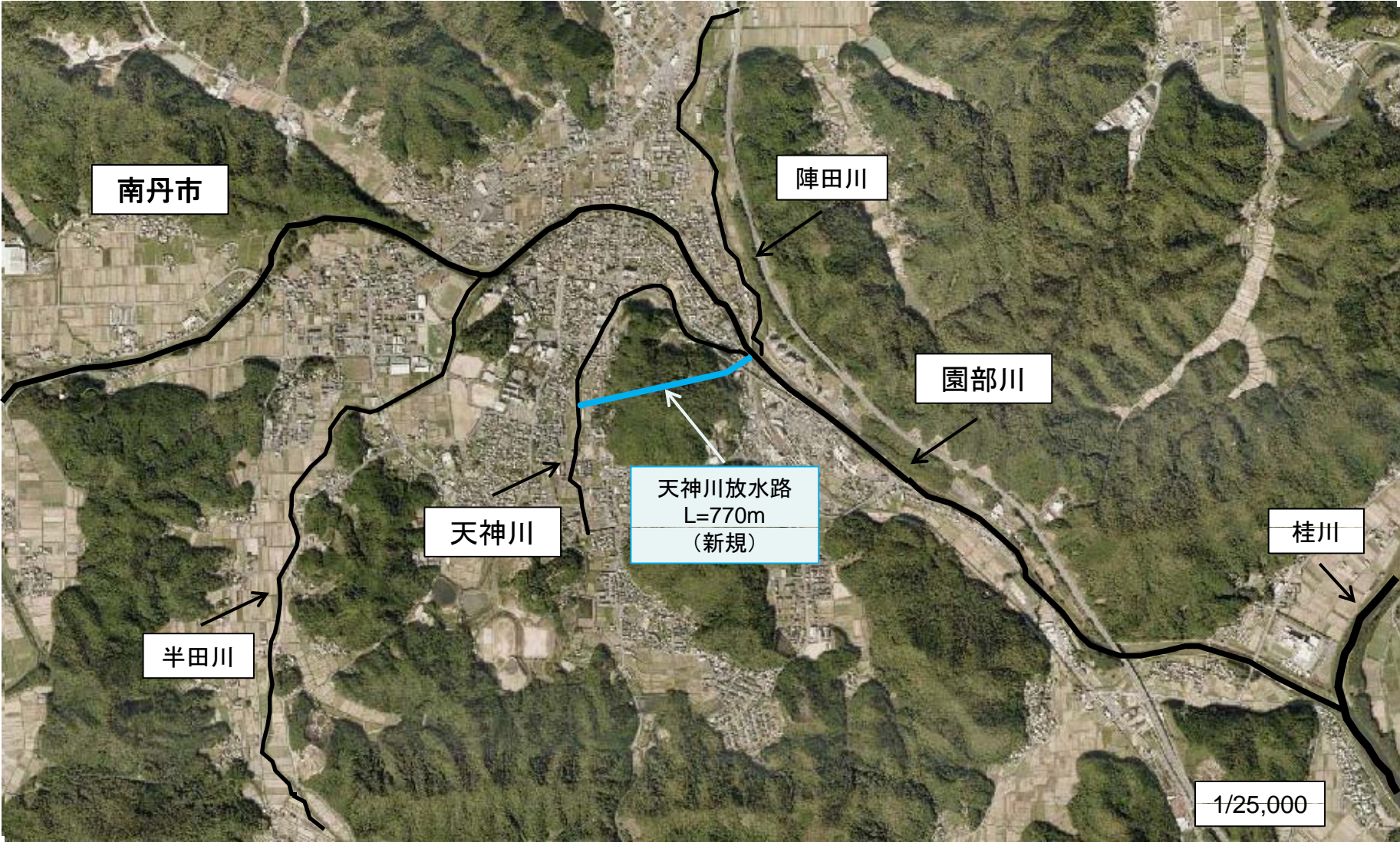
淀川水系略図(天神川放水路)

河川指定等の概要

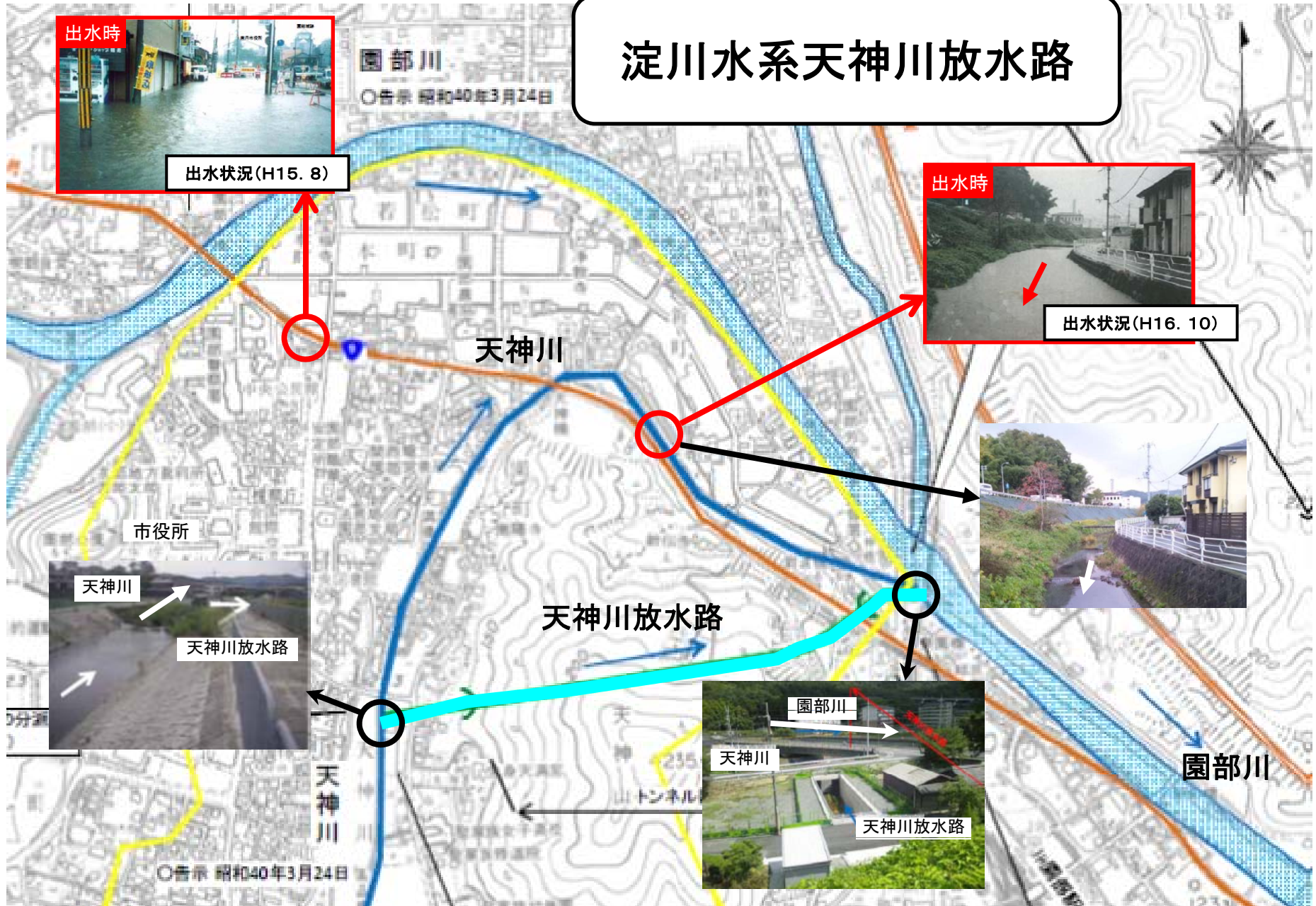
南丹市中心部を流下する天神川の疎通能力は極めて低く、大雨により度々浸水被害が発生しているが、兩岸に人家が連担し現河川の拡幅が困難であることから、平成10年度から広域河川改修事業により天神川から園部川をつなぐバイパス水路の開削等の改修工事を鋭意実施し、浸水被害の軽減を図っているところである。平成23年度に天神川放水路が完成したことから、天神川放水路を一級河川として指定するものである。



天神川放水路位置図

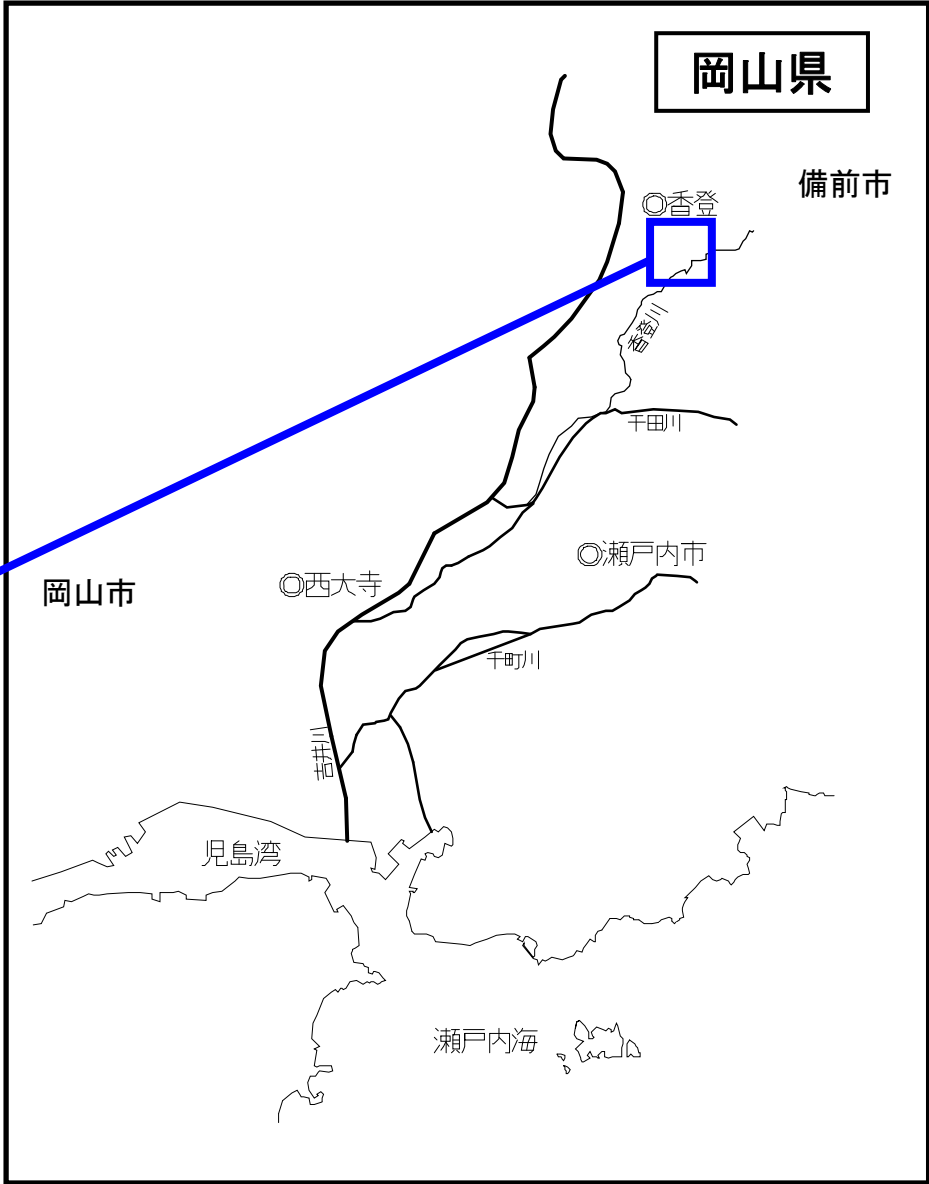
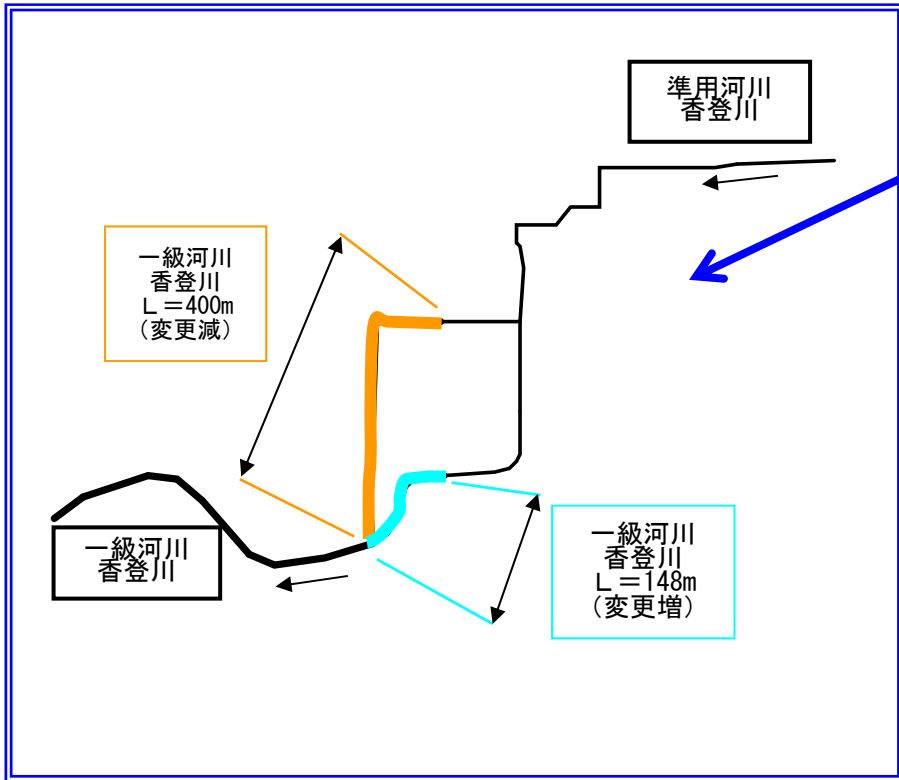


淀川水系天神川放水路

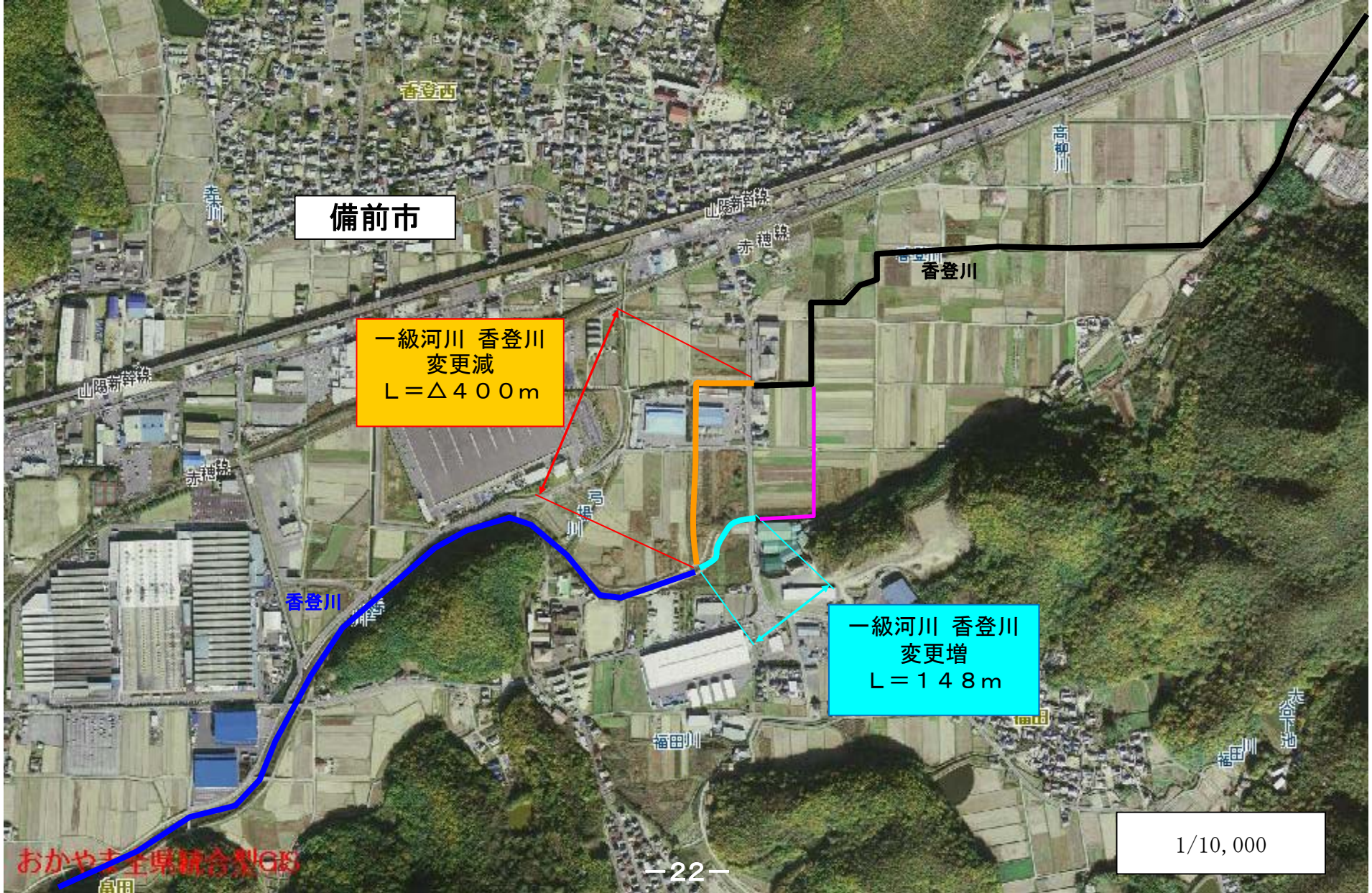


一級河川 吉井川水系略図(香登川)

河川指定等の概要
香登川は、現況河川の河積が小さく、豪雨の際周辺地域に浸水被害を及ぼしている。
また、現区間内に地方卸売市場があり、河積拡大が困難であるため、河川改修工事(バイパス工事)を実施し、一連の工事が完了したことから上流端の位置を変更するものである。



吉井川水系香登川位置図



吉野川水系略図（芝生中鳥川、滝谷川、箸ヶ谷川、高瀬谷川、中鳥川、黒谷川）

河川指定等の概要

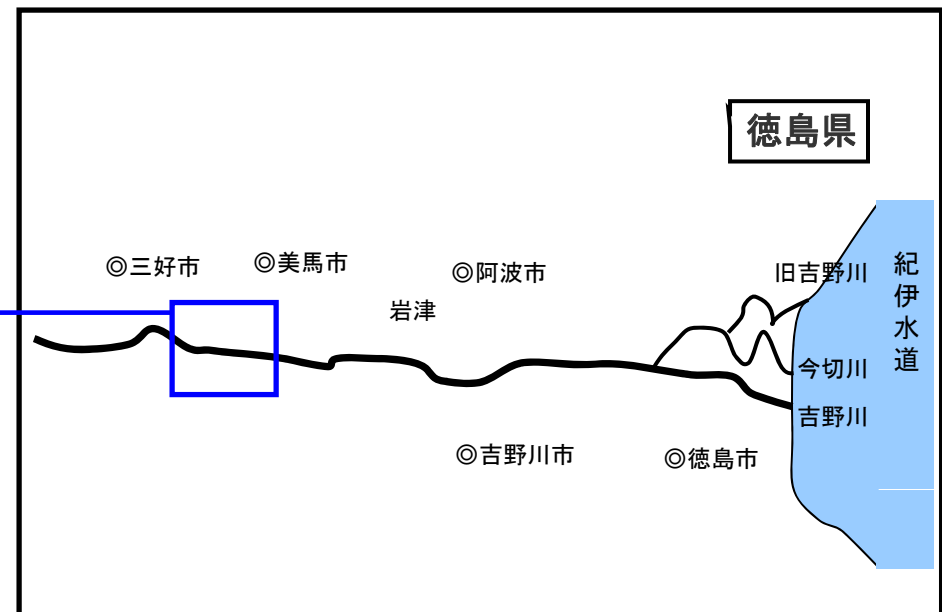
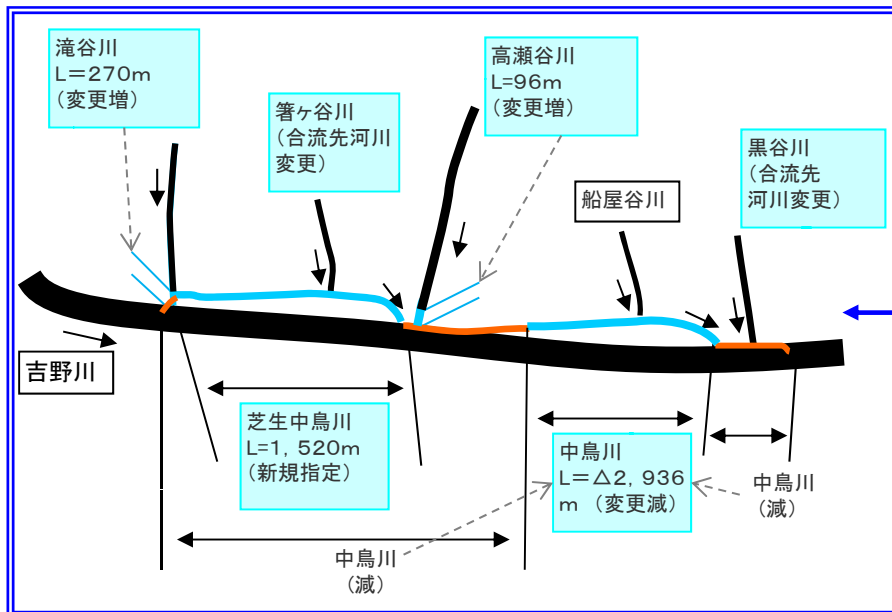
吉野川水系中鳥川は、吉野川左岸で分派し、滝谷川、箸ヶ谷川、高瀬谷川、船屋谷川、黒谷川が合流し、再び吉野川に合流する一級河川である。

中鳥川付近の吉野川は、中鳥島により狭くされて洪水が発生し、高瀬谷川からの流入で水位の増した中鳥川下流部周辺が浸水していたため、中鳥島を開削して河道を拡幅し、同時に吉野川左岸堤防を整備した。

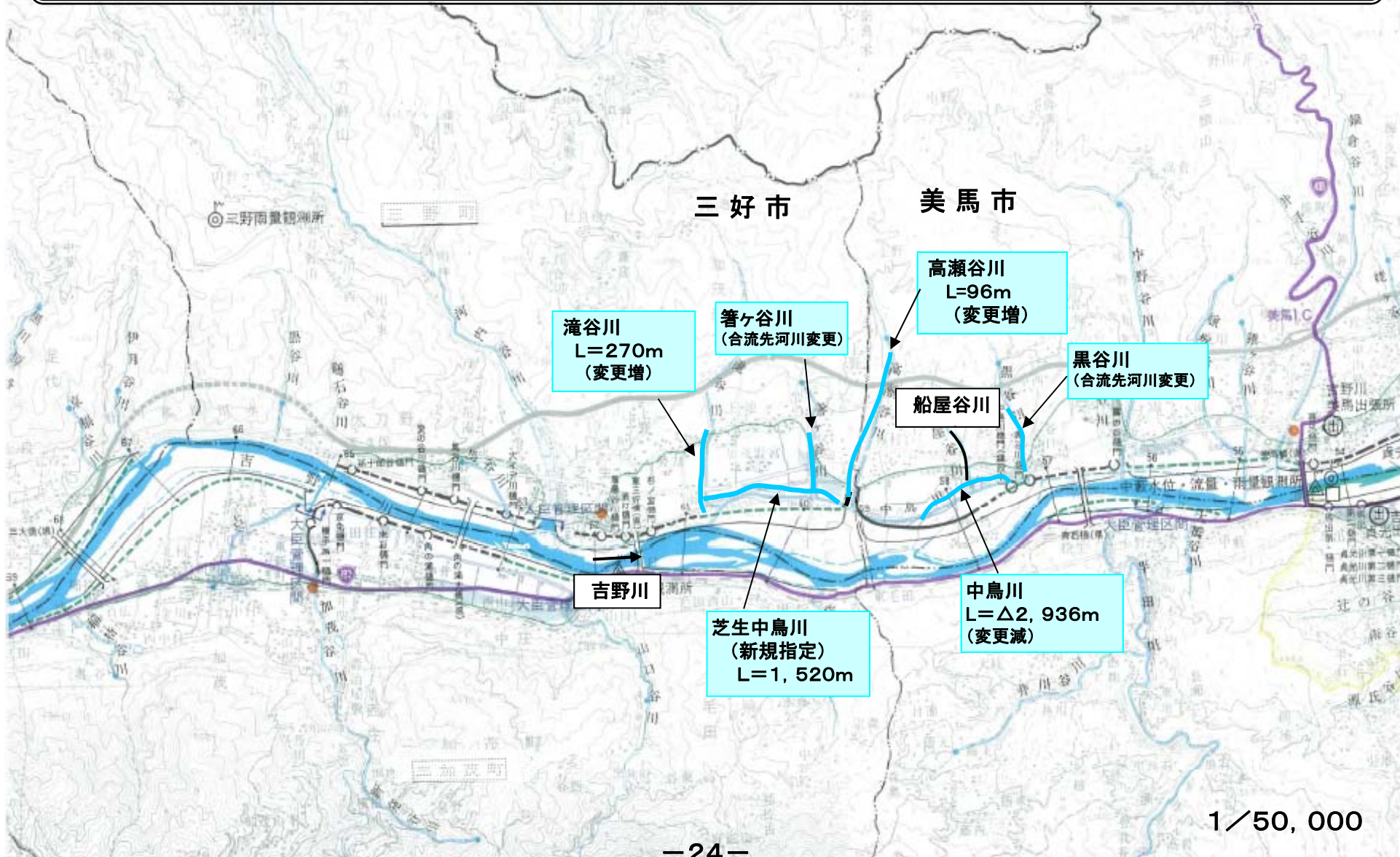
また、吉野川の堤防整備と併せ中鳥川派川の高瀬谷川の河道を延伸し、吉野川に直接合流するように改修したことから中鳥川は上下流で分断された。

分断された中鳥川の下流部は、一部が吉野川左岸堤防等として吉野川の河川区域に編入、或いは築堤により締め切られたことから河川区間が変更減となり、上流部は、築堤により吉野川からの流入がなくなり、滝谷川から分派する形状に変更され、地元との調整により名称を「芝生中鳥川」と変更し、新規に河川指定する。

更に滝谷川、黒谷川は、河道を延伸し、吉野川に直接合流する形状となり下流端を変更、箸ヶ谷川は、合流先が新規に河川指定する「芝生中鳥川」に変更するものである。



吉野川水系芝生中鳥川、滝谷川、箸ヶ谷川、高瀬谷川、中鳥川、黒谷川 位置図



吉野川水系中鳥川等の変遷

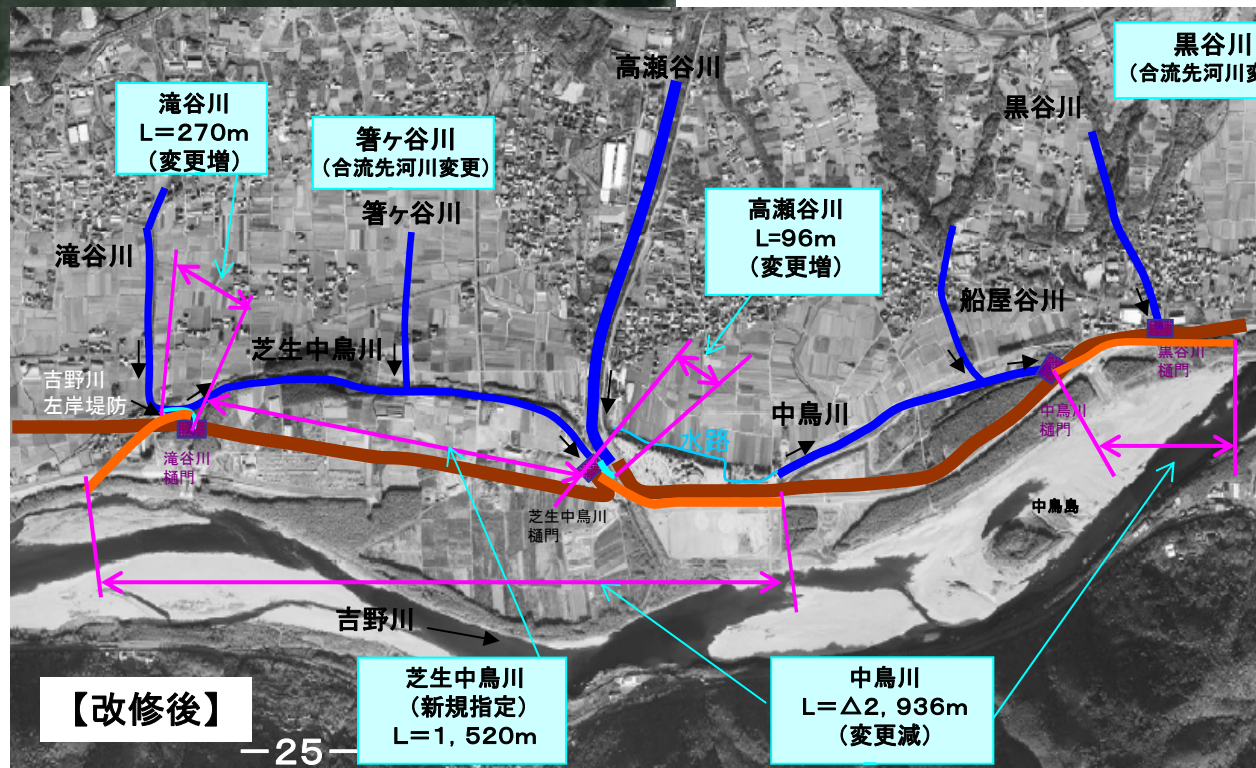
【改修前】



昭和29年ジェーン台風による被災状況



平成16年台風23号による被災状況



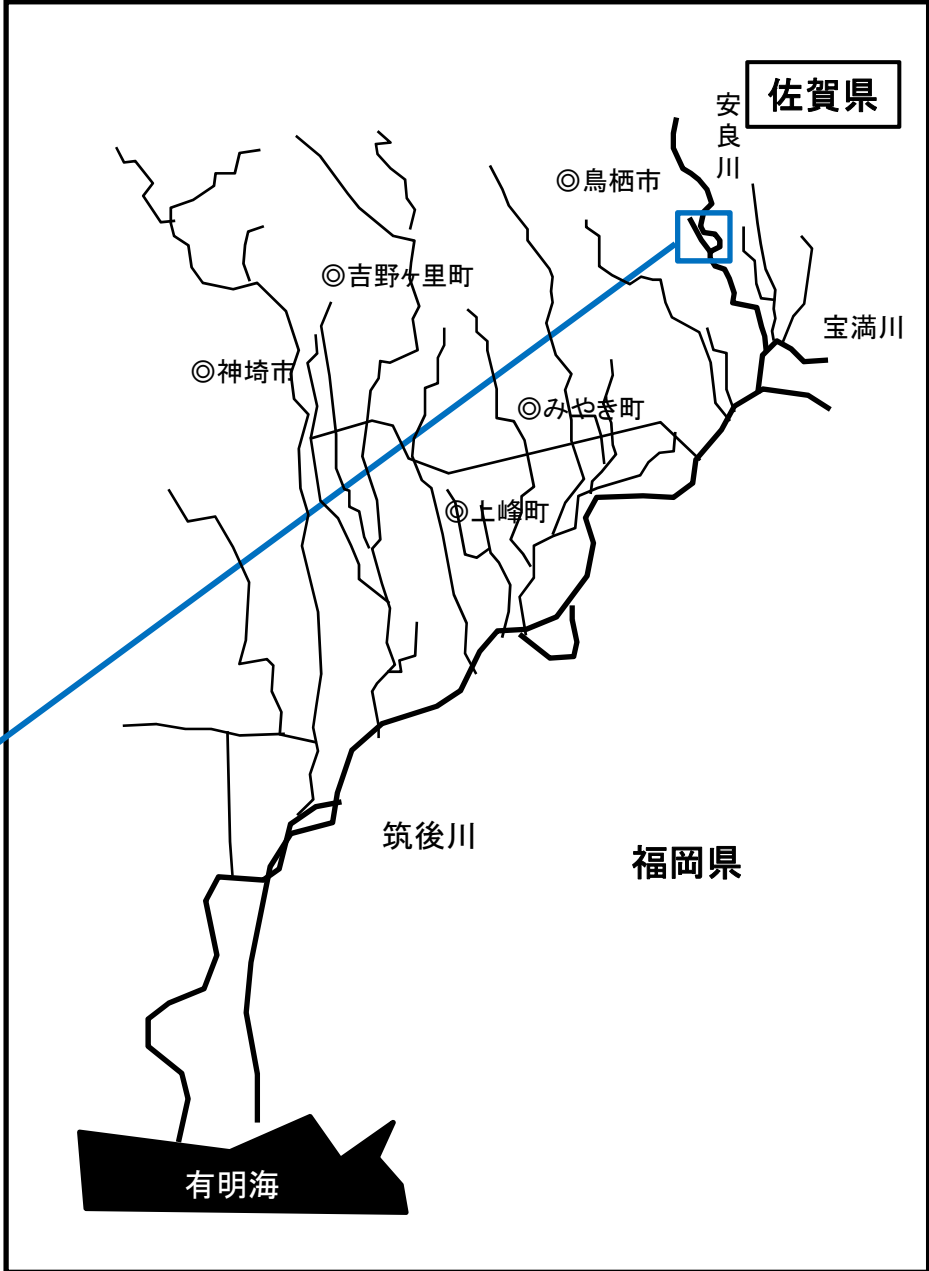
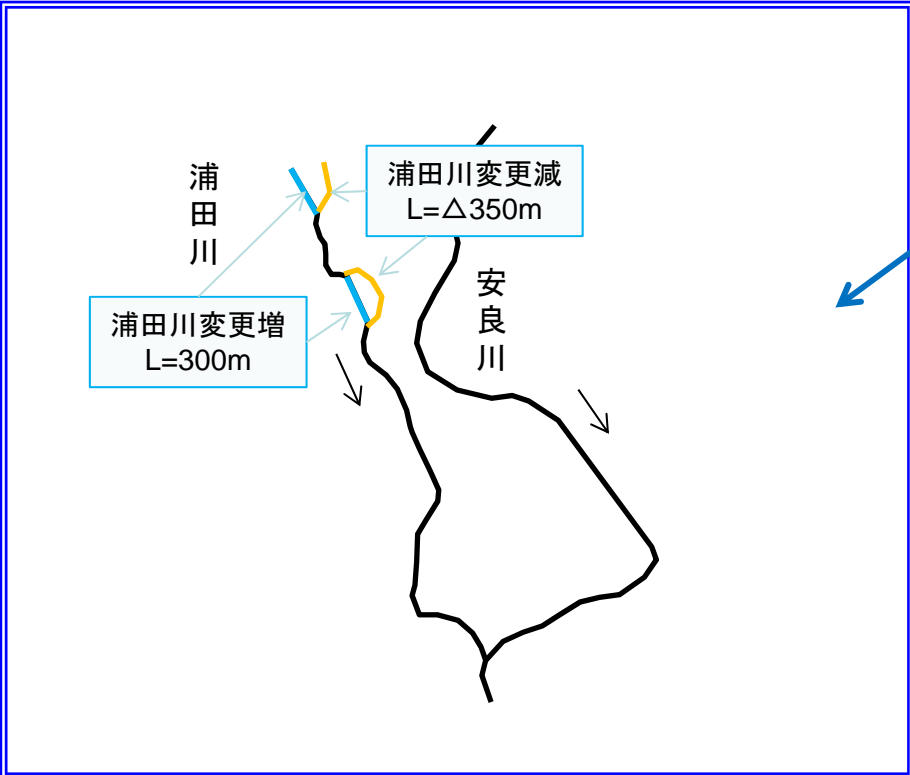
【改修後】

筑後川水系略図(浦田川)

河川指定等の概要

浦田川は九州新幹線新設に伴う高架橋工事が計画され、平成17年度より独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が河川付替工事を実施している。

平成23年度に鉄道運輸機構による当該河川付替工事を含む一連区間が終了したため、今回起点及び河川延長の変更を行うものである。



筑後川水系浦田川位置図

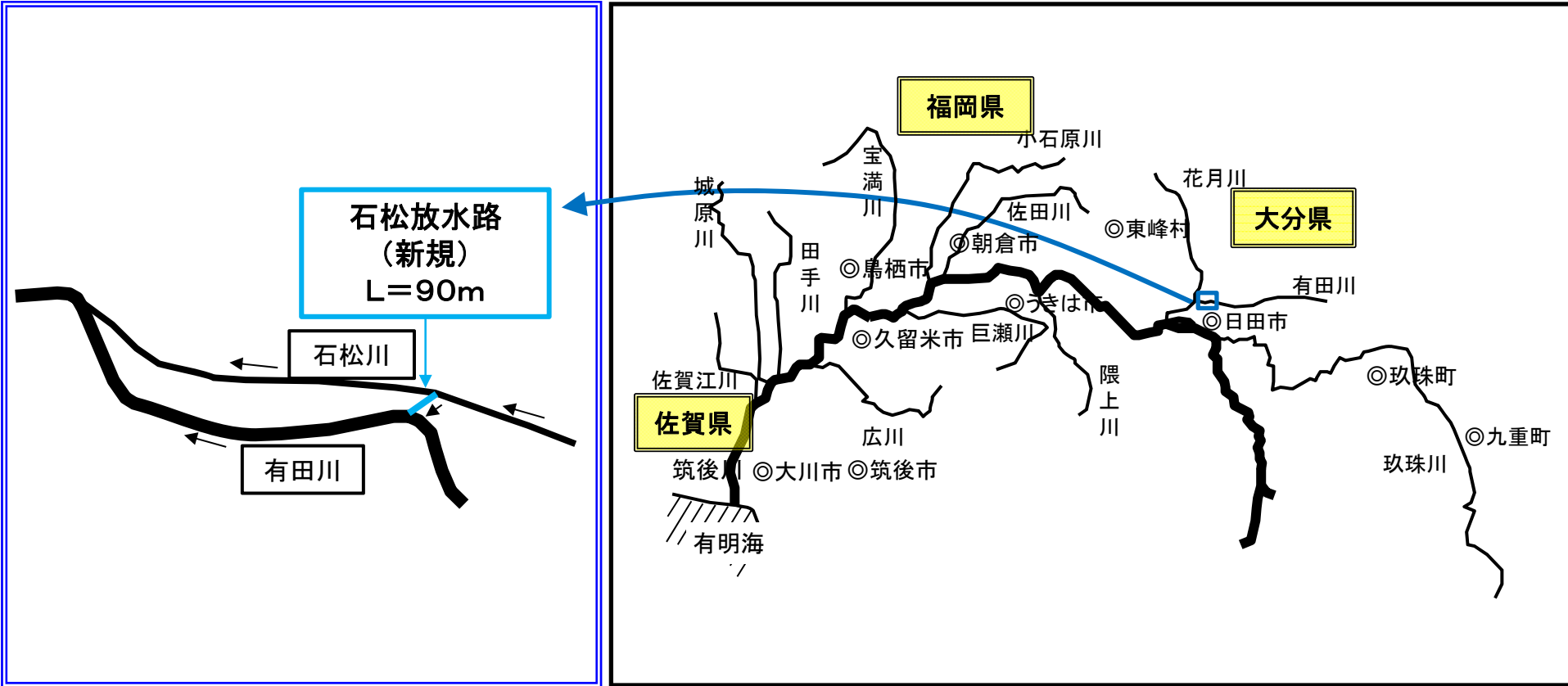


筑後川水系略図(石松放水路)

河川指定等の概要

石松川においては、周辺地域の浸水被害を解消するため総合流域防災事業により放水路を含めた河川改修工事を進めてきたところである。

平成23年度に放水路を含めた一連区間が完成することから、石松放水路を一級河川に指定するものである。



筑後川水系石松放水路位置図



一級河川指定等告示（案）

○国土交通省告示第百六十七号（昭和十九年九月十九日）
 河川法（昭和十九年九月十九日）第一条の規定に基づき、公示する。
 和川を指定し、昭和三十九年建設省令第七号（昭和十九年九月十九日）第一号の指
 平成十年建設省令第七号（昭和十九年九月十九日）第一号の指
 和川を指定し、昭和三十九年九月十九日建設省令第七号（昭和十九年九月十九日）第一号の指

表一 石狩川水系

変更		区分	
新	旧	名	称
ポ ン 川	ポ ン 川	上 流 端	下 流 端
右岸 同九 北海 道十 七番 上川 郡東 神楽 町字 東神 楽四 百	左岸 同二 北海 道十 七番 上川 郡東 神楽 町字 東神 楽三 百	右岸 同二 北海 道十 七番 上川 郡東 神楽 町字 東神 楽三 百	左岸 同二 北海 道十 七番 上川 郡東 神楽 町字 東神 楽三 百
忠別川への合流点	忠別川への合流点		

表二 岩木川水系

変更		変更		変更		区分	
新	旧	新	旧	新	旧	名	称
暗 門 川	暗 門 川	大 沢 川	大 沢 川	岩 木 川 （ 十三 湖を 含む ）	岩 木 川 （ 十三 湖を 含む ）	上 流 端	下 流 端
右岸 同村 大字 字安 門澤 国有 林百 六十五	左岸 青森 県中 津軽 郡西 目屋 村大 字川 原平 字大 森國 有林 百六 十五	青森 県中 津軽 郡西 目屋 村大 字川 原平 字大 森國 有林 百六 十五	青森 県中 津軽 郡西 目屋 村大 字川 原平 字大 森國 有林 百六 十五	防 堰堤 下流 端	防 堰堤 下流 端	右岸 同村 大字 字河 原沢 国有 林百 四十七	左岸 青森 県中 津軽 郡西 目屋 村大 字川 原平 字大 森國 有林 百四 十七
岩木川への合流点	岩木川への合流点	岩木川への合流点	岩木川への合流点				

表三 北上川水系

区分		名		称	
指	定	上	流	端	下
木賊川放水路	木賊川からの分派点	諸葛川への合流点			

表四 最上川水系

区分		名		称	
指	定	上	流	端	下
矢柏沢川	大穴沢川	山形県最上郡最上町大字富沢字大森国有林	山形県最上郡最上町大字富沢字大森国有林	山形県最上郡最上町大字富沢字大森国有林	山形県最上郡最上町大字富沢字大森国有林
千六十三林班に小班地先	千六十六林班に小班地先	千六十三林班に小班地先	千六十六林班に小班地先	千六十三林班に小班地先	千六十六林班に小班地先
点最上小国川への合流	点最上小国川への合流				

一級河川指定等告示（案）

変更		変更		指 定	変更		変更		変更		区 分 名 称	区 間
新	旧	新	旧		新	旧	新	旧	新	旧		
滝 谷 川	滝 谷 川	箸 ヶ 谷 川	箸 ヶ 谷 川	芝生 中 鳥 川	高 瀬 谷 川	高 瀬 谷 川	中 鳥 川	中 鳥 川	黒 谷 川	黒 谷 川	上 流 端	下 流 端
右岸 左岸 同市同町同字千六百七十八番一 徳島県三好市三野町加茂野宮字北 西	右岸 左岸 同市同町同字千六百六十一番一 徳島県三好市三野町大字加茂野宮 字	右岸 左岸 同市同町同字千六百三十一番一 徳島県三好市三野町清水字登千 百十	右岸 左岸 同市同町同字千六百三十一番一 徳島県三好市三野町清水字登千 百十	滝谷川からの分派点	右岸 左岸 同市同町同字上野十番の二地先 徳島県美馬市美馬町字黒ツエ四十五	右岸 左岸 同市同町同字上野十番の二地先 徳島県美馬郡美馬町字黒ツエ四十五	先 徳島県美馬市美馬町字宮前百五十三番二地	吉野川からの分派点	右岸 左岸 同市同町同字東宮ノ上二十六番二地先 徳島県美馬市美馬町字松ノ花二十五	右岸 左岸 同市同町同字東宮の上二十六番地先 徳島県美馬郡美馬町字松の花二十七	上 流 端	下 流 端
吉野川への合流点	中鳥川への合流点	点 芝生中鳥川への合流	中鳥川への合流点	吉野川への合流点	吉野川への合流点	中鳥川への合流点	吉野川への合流点	吉野川への合流点	吉野川への合流点	中鳥川への合流点	上 流 端	下 流 端

表八 吉野川水系

変更		区 分 名 称	区 間
新	旧		
香 登 川	香 登 川	天神川からの分派点	下流端
備前市香登本字東柳原三百九十番四地先の 県道橋下流端	備前市香登本字二井田四十八番三地先の県 道橋下流端	天神川からの分派点	下流端
千田川への合流点	千田川への合流点	天神川からの分派点	下流端

表七 吉井川水系

指 定	区 分 名 称	区 間
天神川放水路	天神川からの分派点	下流端
天神川からの分派点	天神川からの分派点	下流端
天神川からの分派点	天神川からの分派点	下流端

表六 淀川水系

指 定	区 分 名 称	区 間
新堀川放水路	新堀川からの分派点	下流端
新堀川からの分派点	新堀川からの分派点	下流端
天王川への合流点	天王川への合流点	下流端

表五 木曾川水系

一級河川指定等告示（案）

表九 筑後川水系

指 定	変 更		区 分	
	新	旧	名 称	
石松放水路	浦田川	浦田川	上流端	
石松川からの分派点	地先の市道橋	鳥栖市山浦町字五本谷二千四百八十五番五地先の県道橋	下流端	
有田川への合流点	安良川への合流点	安良川への合流点		

備考
 一 (一) 区区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 (二) 区区分欄中「変更」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとお示すも
 二 これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のもの
 である。